

令和6年度第3回浦安市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時 令和7年2月21日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 市役所4階 災害対策本部室

3 出席者

（委員）

塩谷祐司会長、大村洋子副会長、望月幸雄委員、佐藤悦子委員、高梨芳彰委員、内田一好委員、小田誠委員、田中靖祥委員、星野里佳委員、浅井一委員 全10名

（事務局）

村山国保年金課長、醍醐国保年金課課長補佐、高橋国保年金課給付係長、塚原主任保健師、戸邊副主査

4 議 事

協議事項

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について
- (3) 令和7年度浦安市国民健康保険事業実施計画(案)について

報告事項

- (1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について
- (2) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて（予定）

5 議事の概要

協議事項

(1) 会長及び会長代理の選任について

会長及び会長代理が任期満了を迎えたことに伴い、新たな会長及び会長代理を委員の互選により選任することとした。

その結果、塩谷祐司委員が会長、大村洋子委員が会長代理（副会長）に選任された。

(2) 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和7年第1回定例会に提出した令和7年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)の概要について、事務局より説明した。

本議題については、一般会計からの繰入の状況などに関し、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

(3) 令和7年度浦安市国民健康保険事業計画(案)について

令和7年度における浦安市国民健康保険制度の運営に関する基本的な方針や重点事項、その推進に向けた具体的な取組みをまとめた「令和7年度浦安市国民健康保険事業計画」(案)の概要について、事務局より説明した。

本議題については、医療費適正化の取組みに関する考え方、保険料水準の統一などに関し、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

報告事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

令和6年第4回定例会にて、令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算が可決され予算の補正が行われたことから、事務局より補正予算の概要を説明した。

(2) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて(予定)

現在、国において国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の引上げが議論されている。

当該引上げが実施されることとなった場合、「浦安市国民健康保険税条例」の一部改正が必要となることから、現状における見直し案の概要を事務局より説明した。

6 傍聴

傍聴者なし

7 会議経過（主な質疑）

各議事について、事務局から説明を行い、その後、協議事項については、各委員から質疑や意見に関する発言を行った。

協議事項の各議事に関する委員からの質疑及び意見の概要は、次のとおりである。

なお、報告事項の内容に関する質疑及び意見については、会議時間の都合上、各委員から事務局へ質問票を提出する形で行うこととした。

協議事項

(1) 会長及び会長代理の選任について

・事務局

本来であれば、会議の進行については、本協議会会長が議長を務めるところだが、会長の任期満了に伴い、現在、会長及び会長代理が空席の状態となっている。

そのため、新会長が選出されるまでの間、事務局が座長を務めさせていただくので、ご了承いただきたい。

国民健康保険運営協議会の会長については、国民健康保険法施行令第4条第1項において、「協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員の中から、全員がこれを選挙する。」と定められている。

また、国民健康保険法施行令第5条第2項において、「会長に事故があるときは、同条第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。」と定められており、当運営協議会においては、会長代理をあわせて選出いただいている。

したがって、会長及び会長代理は、公益代表委員である塩谷委員、大村委員、星野委員の3名のうちから、全委員の選挙により選出されるということとなる。

・委員

本協議会においては、長年、自治会連合会推薦の委員が会長を務められているので、会長については引続き塩谷委員にお務めいただきたい。

また、会長代理についても、大村委員に引続きお務めいただくのがよろしいのではないかと。

・事務局

ただいま会長には塩谷委員、会長代理には大村委員というご意見が出たが、ご意見、ご異議はあるか。

(異議なしの声)

・事務局

異議がないようなので、塩谷委員を会長に大村委員を会長代理とすることに決定させていただく。

(2) 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について

・委員

国民健康保険税の歳入29億9,420万円に対して、それを原資として県に納める納付金の歳出額が39億8,967万円となっており、ほぼ4分の1に当たるほど納付金の方が多いのだが、これはなぜ、差額が出ているのか。

・事務局

事業費納付金の額については前年の医療費支出の実績などを基に県が算定している。

基本的に国民健康保険税の歳入で事業費納付金を賄うことが望ましいのだが、現在の浦安市では国民健康保険税が不足する赤字分が発生する状況となっている。

この赤字分については解消を目指している途中となっており、不足する事業費は「繰入金」という形で一般会計から充当している。

・委員

4分の1相当ということではちょっと金額が大きい。なぜこんなに赤字が出るのかなと思ったのだが。

・事務局

赤字の主要な原因として、政策的に国民健康保険税の税率を低く抑えてきたことで、納付金との均衡がとれていない状況にあることが挙げられる。

この点については、税率改正を含め、解消に至る段階の途中として取組みを進めている状態となる。

・委員

総務費について、職員16名分の人件費として1億3,381万円となっているので、単純に計算すると一人当たり800何万円となる。

一人当たりの金額として、少し額が大きい気がする。

・事務局

人件費については正規職員のみの方となるが、給与だけではなく社会保障に関する費用なども含まれている。

- ・委員

給与以外の部分もすべて含まれているという理解でよいか。

- ・事務局

お見込のとおりである。

(3) 令和7年度浦安市国民健康保険事業計画(案)について

- ・委員

浦安市国保におけるマイナ保険証の登録や利用の状況を調べたところ、令和6年6月現在、登録率が55.7%、利用率が令和6年10月現在で14.1%となっていた。

このマイナ保険証の利用率を上げるための方策を、何か考えているか。

- ・事務局

マイナ保険証の利用については、今後も一層の促進を図りたいと考えているところである。

市として利用に関する独自のインセンティブを設けるとするのは難しいので、PRの取組みが中心となってしまうが、引続き、市ホームページや広報紙、窓口での説明を通じて、マイナ保険証のメリットなどを案内していきたい。

また、マイナ保険証の利用登録についても、引続き、窓口で登録作業の支援を行っていきたいと考えている。

- ・事務局

マイナ保険証の登録率や利用率について、何%という目標はあるのか。

- ・事務局

国としては、50%、最終的には80%を目指して取り組んでほしいとされているが、なかなか現状は追いついていない。

- ・委員

マイナ保険証については特に高齢者の方の利用率が悪いと推測しているのだが、高齢者の利用を促進するような取組みは考えているか。

・事務局

現状では被保険者の方全員が保険証をお持ちのため、保険証を使用して受診するという方も多くいらっしゃると思う。

また、保険証の有効期限が切れた後も、当面の間は資格確認書が申請不要で交付されることとなっているため、マイナ保険証を使用しなくても差し迫って不便を感じることはない。

ただ、マイナ保険証を登録していただくことで、先日もあった大雪のような緊急時には、服薬情報などが、本人同意があればマイナンバーカードがなくてもオンラインで確認できるようになるといったメリットもある。

資格確認書についても、将来的には申請に対して交付するという形になる可能性もあるので、そうした際に急に困らないよう、メリットも含めて継続してご案内することで、高齢の方にもマイナ保険証の利用を促進していきたいと考えている。

・委員

国民健康保険税の収納率向上という点に関して、引続き進めていかななくてはならない状況であると思う。そのために例えば口座振替の推進とか、クレジットカードとか電子マネーによる納付も推進したいという考えをお持ちであろう。

例えば、口座振替やクレジットカードによる納付を行ったときには、納付額の数パーセントでもポイントとか割引になるような施策は、法的に難しいのだろうか。

そうしたインセンティブが実施されることで、収納率向上に繋がるのではないかと思うのだが。

・事務局

把握している範囲では、そういったインセンティブを設ける取組みを継続的に実施している自治体はないと思う。

口座振替は納付漏れがなくなる、クレジットカードによる支払ではカードのポイントがつく会社もあるなど、様々なメリットを検討して納付方法を選択してくださっている方はいらっしゃるかと認識している。

ただ、市から納付について還元できるものを用意することは、現状では難しい。

納付に関しては、口座登録などの納付は簡素で面倒がない方法であるという点をメリットとして、引き続き呼びかけを進めていこうと考えている。

・委員

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度について、その運営費用の一部が国民健康保険からも支出されているということか。

また、国民健康保険についても特別会計があるということは、後期高齢者医療制度についても、独自の特別会計があるという理解で間違いはないか。

その場合、予算に基づく健康保険としての運営は、市に設置した担当部署が担っているということか。

・事務局

後期高齢者医療制度については、被保険者が基本的には75歳以上の方となるので、医療にかかる機会が多い一方、収入が少ないために保険料が低額になる可能性が高く、歳入と歳出を単独で均衡させることは難しい制度となることが想定されていた。

そのため、その運営費用については、社会保険、あるいは国民健康保険などの各医療保険者が負担金という形で一部を担い、公費や保険料と共に収支バランスをとる形になっている。

浦安市国民健康保険についても、医療保険者として、後期高齢者医療制度の運営費用の一部を県に納付している。

後期高齢者医療制度については、基本的には県ごとの広域連合という組織が主体となり、県単位で運営している。市側でも、国保年金課内に後期高齢者の医療制度担当係を設けて、広域連合と協力しつつ業務の一部を担当している。

また、後期高齢者医療制度についても、専用の会計として、後期高齢者医療特別会計が設置されている。

・委員

後期高齢者の方は受診機会が多くなる傾向があるという話が出たが、処方される薬の種類が多くなる方もいらっしゃる。

後期高齢者医療制度についても、広域連合で適正な処方が行われているかなどのチェックを行っているのか。

・事務局

広域連合でも、各病院からの診療報酬明細書を審査した上で、療養の給付に関する保険者負担分を医療機関に支払っている。審査の段階において、過剰な治療であるなどと判断されたものは、支払の対象から除外されることもある。

ただし、医療費全体の適正化という点からすると、やはり保健事業を始めとする取組みを通じて、まず病気にならない、あるいは早期に治療につなげるということも重要であると考えている。

だが、やはり高齢になると体の不調を感じることも多く、医療機関を受診したいという方の割合は増えてくるので、受診や薬剤の処方を抑えることは難しい。

・委員

後期高齢者医療制度について、市としては窓口業務だけを担当しており、制度本体の運営は広域連合が担っているという認識で間違いないか。

・事務局

自治体によって事務を取扱う部署の違いはあるが、浦安市に関しては、国保年金課において、国民健康保険制度を担う係と後期高齢者医療制度を担う係を設置している。

それぞれの係で公的医療保険に関する事務を扱っていることにはなるが、後期高齢者医療制度については県単位で統一されているので、保険者はあくまで広域連合となる。市では市民の方に近い窓口として、申請書の受付などの一部事務を執り行っているところである。

一方、国民健康保険に関しては、市が保険者として浦安市民の国民健康保険加入者に対する事務全般を行っている。

同じ部署で業務を行っているが、制度によって保険者か被保険者ではないかという点が異なる。

服薬に関しては、医療者でないと適正かどうかの判断は難しいが、レセプトをもとにして、例えば、ある薬が違う医療機関から重複して処方されていたり、多剤服薬となっている方に関しては、薬剤師会のご協力を得ながらアプローチさせていただいている。

・委員

服用する薬は、高齢の方だとやはり増える傾向にあるが、7、8種類程度までに抑えるのが理想である。

だが、複数の診療科に受診している方だと、10種類以上の薬を服用している方もいらっしゃる。

こうした方については、薬局で薬剤師に服用している薬の状況を見てもらい、処方箋を発行した医療機関の方に薬剤師から服薬状況を説明してもらうというのも一つの手だ。

・委員

75歳以上で多くの薬を服用している方もいらっしゃるなので、7、8種類ぐらいに抑えられているかという点を意識して、薬局への相談も勧めたいと思う。

・委員

令和7年度予算においても法定外繰入が計上されているわけだが、このいわゆる赤字の解消に向けて、次年度、市としての新しい対策、特に注力をしたい施策があれば、教えていただきたい。

また、資料の中には、催告等を実施するという事も記載されていたが、催告を実施するにあたっての基準額のようなものがあれば、併せて教えていただきたい。

・事務局

まず既に社会保険に加入しているにも関わらず資格喪失の手続きをしていない方などについて、賦課は発生する一方で国保に加入している意識がないために納付がなく、滞納になっているという場合もある。

令和7年度については、他の健康保険と重複加入している方などについて、資格の整理をさらに行っていく予定である。

また、大部分の方の所得情報は把握しているのだが、外国人など所得情報がない方について、正しい課税がされていないこともある。

正確な所得の把握という点に関しては、市が所得情報を把握していない方については、簡易申告をしていただくために必要な書類を送っているのだが、外国の方が書類を見ただけでは内容がわからないという方もいらっしゃる。

通知文にいくつかの言語を載せることで、より多くの方から所得情報をしっ

かり把握し、そして適正な課税をしていく。

催告の基準だが、状況によって変わる部分もあるので、一定額という線引きはしていない。だが、あまり滞納額が大きくなならないうちに早めのアプローチを行い、納付を進めていただけるようにしたいと考えている。

歳出面に関しては、やはり医療費そのものを直接抑えるというのは難しい。最終的には被保険者の方の健康を維持することが、医療費適正化にも繋がるといふふうに考えている。

まず、各種保健事業の基礎となる検診の受診率向上に引続き取組むとともに、健診結果に基づく新たな取組みとして、患者数、医療費ともに大きな割合を占める高血圧に起因する疾病を抑えるため、血圧の値が基準値を超える方に向けた受診勧奨を行っていく。

・委員

個別の滞納者に対する対応についても記載されているが、特に課題だと感じているのは支払い能力があるにもかかわらず滞納しているケースだと考える。

そうしたケースは、税負担の公平性の観点からも、市としても毅然とした態度で臨んでいただく必要がある。

資料に資産の差し押さえや、公売等の滞納処分の手法習得という点について記載があるが、スキルの習得だけにとどまらず、令和12年度の赤字解消に向けて、即実行できるようにスピード感を持った取組みが必要と考える。

・事務局

催告については、年度ごとに基準となる額はやや変動するが、令和6年度は45万以上の滞納がある方について、集中的に状況を確認し、資産等の調査を行っている。

そして、状況確認を行う中で納付が進まない方については、できるだけ早い対応を進めているところある。

令和7年度については、こうした取組みについてさらに力を入れていきたいと考えている。

報告事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

事務局から資料に基づき、概要の説明を行った。

(2) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて(予定)

事務局から資料に基づき、概要の説明を行った。

(午後 2 時30分 終了)

問い合わせ先 健康こども部国保年金課給付係 担当：高橋
(電話 047-712-6829(ダイヤルイン))